

# 横浜市記者発表資料

令和7年7月23日  
健康福祉局介護事業指導課

## 介護保険法に基づく介護保険指定事業者の指定の全部の効力の停止処分について

横浜市は、介護保険法（以下「法」という。）に基づく監査を実施した結果、不正請求が認められたため、次のとおり法の規定に基づき介護保険指定事業者の指定の全部の効力を停止することを決定しました。

### 1 事業所の名称等

- |             |                        |
|-------------|------------------------|
| (1) 事業所の名称  | 優楽亭 デイサービス磯子区中原        |
| (2) 事業所の所在地 | 横浜市磯子区中原1-2-3 飯塚磯子ビル1F |
| (3) サービスの種類 | 地域密着型通所介護              |
| (4) 指定年月日   | 平成28年4月1日              |
| (5) 開設者     | リンク株式会社 代表取締役 佐々木 敏之   |

### 2 処分内容

- |           |                        |
|-----------|------------------------|
| (1) 処分内容  | 指定の全部の効力の停止（6か月間）      |
| (2) 処分年月日 | 令和7年7月23日              |
| (3) 処分期間  | 令和7年10月1日から令和8年3月31日まで |

### 3 処分の理由

不正請求（法第78条の10第8号）

令和3年9月から令和5年10月までの看護職員の配置状況に基づき、令和3年10月から令和5年11月まで人員基準欠如減算を適用し介護報酬を請求すべきところ、令和3年10月から令和5年8月までの間、当該減算を適用せずに介護報酬を請求し、受領した。（令和5年9月から令和5年11月までは、人員基準欠如減算を適用済み）

### 4 介護報酬の返還額

不正に請求し、受領していた介護給付費について、法第22条第3項に基づき、返還させるべき額に100分の40を乗じた額を加算した額5,541,479円（介護給付費3,958,199円、加算金1,583,280円）の返還を求めます。

また、時効を迎えた20,203,554円（令和3年10月分から令和5年4月分まで）については、自主返納を求めます。

### 5 利用者について

現在当該事業所を利用している利用者について、今後のサービス利用に支障がないように必要な措置を講じるよう指導しています。

裏面あり

【参考】介護保険法（平成9年法律第123号）（抜粋）

(不正利得の徴収等)

第22条第3項 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス事業者、第五十四条の二第一項に規定する指定地域密着型介護予防サービス事業者又は第五十八条第一項に規定する指定介護予防支援事業者（以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。）が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四項の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収するほか、その返還させるべき額に百分の四十を乗じて得た額を徴収することができる。

(指定の取消し等)

第78条の10 市町村長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定地域密着型サービス事業者に係る第四十二条の二第一項本文の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

8 地域密着型介護サービス費の請求に関し不正があったとき。

#### お問合せ先

健康福祉局介護事業指導課長 平尾 光伸 Tel 045-671-4251